

《同一労働・同一賃金に係る本学の対応案》

(1)パートタイム労働者・有期雇用者への対応

【本学の対応方針】

各職員区分に適用される待遇については、①職務の内容(業務の内容+責任の程度)、②職務内容・配置の変更範の範囲及び③その他の事情の相違を考慮し、各待遇毎に個別に対応を検討する(「**均衡待遇**」)。

- ・給与について、明確な判断基準が示されていないものについては、判例等の動向をふまえて引き続き検討することとし、明らかに不合理となる待遇について令和2年4月より対応する。
- ・休暇・休職等の福利厚生についても、明確な判断基準が示されていないものについては、判例等の動向をふまえて引き続き検討することとし、准職員等について可能な限り待遇改善となるよう令和2年4月より対応する。

※記載のない待遇については現行制度から変更なし。

職員区分毎の 待遇の状況		職員／特定有期雇用職員				限定正職員				准職員	時間雇用 職員	短期雇用 職員	無期 准職員	無期時間 雇用職員	再雇用職員	再雇用限定正職員				再雇用 准職員	再雇用 時間雇用 職員	本学における 対応案	
		月額制 (指定職 以外)	月額制 (指定職)	年俸制	外国人 研究員	月額制 (フルタイ ム)	月額制 (短時間)	年俸制 (フルタイ ム)	年俸制 (短時間)							月額制 (フルタイ ム)	月額制 (短時間)	年俸制 (フルタイ ム)	年俸制 (短時間)				
給与	本給の調整額	○	×	○ (※1)	×	○	○	○ (※1)	○ (※1)	△→○ (※1)	△→○ (※1)	△→○ (※1)	△→○ (※1)	△→○ (※1)	×	○	×	○	×	○ (※1)	×	○ (※1)	職員給与規程適用職員と同様に本給の調整額の支給対象となる勤務を行う日給・時給制適用職員については、日給又は時間給の算定の基礎に本給の調整額相当を含めて必ず決定する。 再雇用職員等についても、本給の調整額相当分給与を支給する。(年俸制・日給・時給制適用者についてはそれぞれ算定の基礎に含める。)
	通勤手当	○	○	○	○	○	○	○	○	△→○	△→○	×	△→○	△→○	○	○	○	○	○	△→○	△→○	准職員・時間雇用職員(無期雇用含む)及び再雇用准職員・時間雇用職員については、個々の労働条件によらず支給要件に該当する場合には必ず支給することとする。	
	特殊勤務手当	○	○	○	×	○	○	○	○	△→○	△→○	△→○	△→○	△→○	○	○	○	○	○	△→○	△→○	准職員・時間雇用職員・短期雇用職員、無期准職員、無期時間雇用職員、再雇用准職員及び再雇用時間雇用職員(以下「准職員等」という。))については、個々の労働条件によらず支給要件に該当する場合には必ず支給することとする。	
	宿日直手当	○	×	○	×	○	×	○	×	○	○	○	×	○	×	○	○	×	○	×	○	×	短時間勤務の限定正職員等について、新たに宿日直勤務を命ずることができることとし、命じられた職員に対して手当を支給することとする。

※ ○…当該待遇が適用となるもの

※ ×…当該待遇が適用されないもの

※ △…給与規程上支給することがあるとしているもの(個々の労働条件で支給するとしている場合に支給)

※ □…取得又は適用可能であるが無給であるもの

※1 年俸・単価に含めて支給

の塗りつぶし箇所が、新たに待遇改善予定としているところ

職員の区分 待遇の状況		職員／特定有期雇用職員				限定正職員				准職員	時間雇用職員	短期雇用職員	無期准職員	無期時間雇用職員	再雇用職員	再雇用限定正職員				再雇用准職員	再雇用時間雇用職員	本学における対応案
		月額制 (指定職以外)	月額制 (指定職)	年俸制	外国人 研究員	月額制 (フルタイム)	月額制 (短時間)	年俸制 (フルタイム)	年俸制 (短時間)							月額制 (フルタイム)	月額制 (短時間)	年俸制 (フルタイム)	年俸制 (短時間)			
病 気 休 暇	業務上	○	○	○	○	○	○	○	○	□→○ (※2)	□→○ (※2)	□→○ (※2)	□→○ (※2)	□→○ (※2)	○	○	○	○	○	□→○ (※2)	□→○ (※2)	准職員等について、有給の取扱いとする。
	通勤災害	○	○	○	○	○	○	○	○	×→□ →○ (※2)	×→□ →○ (※2)	×→□ →○ (※2)	×→□ →○ (※2)	×→□ →○ (※2)	○	○	○	○	○	×→□ →○ (※2)	×→□ →○ (※2)	准職員等について、有給の休暇を設ける。
特 別 休 暇	ドナー	○	○	○	○	○	○	○	○	□→○	□→○	□→○	□→○	□→○	○	○	○	○	○	□→○	□→○	准職員等について、有給の休暇とする。
	ボランティア	○	○	○	○	○	○	○	○	×→□ →○	×→□ →○	×→□ →○	×→□ →○	×→□ →○	○	○	○	○	○	×→□ →○	×→□ →○	准職員等について、有給の休暇を設ける。
	保育	○	○	○	○	○	○	○	○	□→○	□→○	□→○	□→○	□→○	○	○	○	○	○	□→○	□→○	准職員等について、有給の取扱いとする。
	配偶者 出産	○	○	○	○	○	○	○	○	×→□ →○	×→□ →○	×→□ →○	×→□ →○	×→□ →○	○	○	○	○	○	×→□ →○	×→□ →○	准職員等について、有給の休暇を設ける。
	育児参加	○	○	○	○	○	○	○	○	×→□ →○	×→□ →○	×→□ →○	×→□ →○	×→□ →○	○	○	○	○	○	×→□ →○	×→□ →○	准職員等について、有給の休暇を設ける。
	子の看護	○	○	○	○	○	○	○	○	□→○	□→○	□→○	□→○	□→○	○	○	○	○	○	□→○	□→○	准職員等について、有給の取扱いとする。
	介護	○	○	○	○	○	○	○	○	□→○	□→○	□→○	□→○	□→○	○	○	○	○	○	□→○	□→○	准職員等について、有給の取扱いとする。
	父母の 追悼行事	○	○	○	○	○	○	○	○	×→□ →○	×→□ →○	×→□ →○	×→□ →○	×→□ →○	○	○	○	○	○	×→□ →○	×→□ →○	准職員等について、有給の休暇を設ける。
勤 務 し な い こ と の 承 認	妊婦の保健指 導等	○	○	○	○	○	○	○	○	□→○	□→○	□→○	□→○	□→○	○	○	○	○	○	□→○	□→○	准職員等について、有給の取扱いとする。
	妊婦の 通勤緩和	○	○	○	○	○	○	○	○	□→○	□	□	□→○	□	○	○	○	○	○	□→○	□	准職員、無期准職員及び再雇用准職員について、有給の取扱いとする。
	レクリエーション	○	○	○	○	○	○	○	○	□→○	□→○	□→○	□→○	□→○	○	○	○	○	○	□→○	□→○	准職員等について、有給の取扱いとする。
休 職	病気	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×→□	×→□	×	×	×	×	×	×	×	無期准職員および無期時間雇用職員について新たに適用可能(無給)とする。
	刑事	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×→□	×→□	×	×	×	×	×	×	×	無期准職員および無期時間雇用職員について新たに適用可能(無給)とする。
	行方不明	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×→□	×→□	×	×	×	×	×	×	×	無期准職員および無期時間雇用職員について新たに適用可能(無給)とする。

※ ○…当該待遇が適用となるもの

※ ×…当該待遇が適用されないもの

※ △…給与規程上支給することがあるとしているもの(個々の労働条件で支給するとしている場合に支給)

※ □…取得又は適用可能であるが無給であるもの

※2 休業初日から3日目までは日給又は時間給の100%を支給し、4日目以降は日給又は時間給の20%を支給する(4日目以降は労災保険から平均賃金の80%の補償あり)

の塗りつぶし箇所が、新たに待遇改善予定としているところ(朱書が職員組合からの要求を受けて譲歩した部分(無給→有給))

の塗りつぶし箇所は、職員組合からの要求はなかったものの待遇改善予定として追加した箇所

(2) 派遣労働者への対応

【本学の対応方針】

労使協定方式を選択する派遣会社が多いとの情報から、契約に当たっては、**労使協定方式を採用している派遣業者を対象**として契約手続きを行う。
なお、派遣業者の労使協定締結内容を今後確認し、最終的に判断する。

【派遣元事業主の対応】

派遣元事業主は、派遣労働者の待遇について、以下の2つの方式のどちらかにより、決定することが義務付けられる。

【派遣先均等・均衡方式】派遣先の通常の労働者との均等・均衡待遇



【労使協定方式】一定の要件を満たす労使協定による待遇



【派遣先事業主(本学)において派遣契約時に配慮する事項】

①派遣料金に係る派遣元からの価格交渉への配慮

公的資金の被投入機関であることから、競争原理を維持することを前提とし、現状どおりの料金決定スキームとする。

ただし、契約の際は派遣業者の見積額が今回の改正派遣労働法を遵守した賃金に基づく金額であることを必ず確認するものとする。

②福利厚生施設(食堂、休息室、更衣室)の提供

待遇差がないことから、現状どおりとする。

③教育訓練の実施

・日常の教育訓練については、本学職員と待遇差が生じないよう配属先で配慮のうえ実施する。

・各種研修については、研修の目的・内容等に応じて対象者を決定しており、本学職員と同様に受講可能な研修の機会も提供している。